

国保 年金



退職者医療制度

届け出は済んでいますか



会社などを退職して国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できるようになった場合は「退職者医療制度」で診療を受けることになります。その扶養家族も同様です。

退職者医療制度の財源は、国民健康保険税のほか、元の職場の健康保険などからの拠出金で成り立っています。退職

者医療制度の対象者となっているにもかかわらず届け出がされないと、拠出金で負担すべき医療費まで国民健康保険で負担することになります。

次の①～③の全てに当てはまる人が対象ですので、当てはまる人は必ず届け出をしましょう。

- ①国民健康保険に加入している人
- ②65歳未満の人
- ③厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受給できる人で、年金への加入期間が20年以上、または40歳以降での加入期間が10年以上ある人とその扶養家族
退職者医療制度の適用を受けている人が65歳になると、一般の国民健康保険が適用されます。

14日以内に届け出を

年金証書を受け取ったら、14日以内に保険年金課または下総・大栄支所へ届け出て、「国民健康保険退職被保険者証」に切り替えてください。

届け出に必要なもの＝年金証書(加入期間の分かるもの)、保険証、印鑑

医療機関にかかるとき

病院などの窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提出して受診してください。

¥ 海外居住者の国民年金

希望により任意加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

これに対し、受け取る年金額を増やしたい、万が一の場合に障害基礎年金などが保障されるようにしたい、と希望する人は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。

海外に転出するときは、必ず保険年金課で手続きをしてください。

ただし、任意加入者には保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。



※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。